ハードウエア保守サービス契約

第１条　契約目的、ハードウエア保守サービス

弊社製品の契約目的は、弊社の提供する取扱い説明（以下「仕様」といいます）に従って、法令に基づく、税務書類の作成、財務書類の作成、会計帳簿等及びその他の書類を、書面または電磁的記録によって作成し、提出することができる製品をお客様に提供することとします。

２．乙は、ハードウエア保守サービス契約（以下「本契約」という）にしたがって、日本国内に設置されている本契約記載のハードウエア製品に対し、保守サービスを提供します。甲は、本契約にしたがって、本契約記載のハードウエア製品を乙の工場出荷時の仕様状態に修復するため、乙の保守サービスを利用することができます。なお、ハードウエア製品とは、本契約記載のハードウエア製品本体及び装置構成部の仕様上の機能を意味し、消耗品及びアクセサリーを含まないものとします。但し、ハードウエア製品をLANシステム、サテライト／スターシステム、スタンドアロンまたはPCLANソフトウエア製品の構成で利用する場合、ハードウエア製品を相互に接続するケーブルは、ハードウエア製品の保守の対象に含むものとし、以下本契約において同様とします。また、ケーブルを除く周辺機器については、ハードウエア製品本体について本契約を締結せずに単独で本契約を締結することはできないものとします。

３．甲は、本契約にしたがって、ネットワーク環境を乙の工場出荷時の仕様状態に修復するため、乙の保守サービスを利用することができるものとします。なお、ネットワーク環境とは、日本国内に設置されている乙が指定する複数のコンピュータ本体において、乙のソフトウエア製品によるデータを相互にやりとりする接続環境を意味するものとします。また、ネットワーク環境に対する保守サービスは、乙が指定する複数のコンピュータ本体を保守の対象とし、接続ケーブルは保守の対象に含まないものとします。以下本契約において同様とします。

４．本契約は、準委任契約とします。

５．本契約は、本契約記載の全てのハードウエア製品に対して一つの契約が締結され、また本契約の終了も本契約記載の全てのハードウエア製品に対し同時に発生するものとします。

本契約は、甲がデータを適切に取り扱えるようハードウエア製品・ネットワーク環境によって構成されるシステムに対して保守を提供することを契約内容としており、ハードウエア製品・ネットワーク環境で利用されるデータ自体は保守の対象としないものとします。そのため、乙は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、乙は取り扱うことができない状態で保守サービスが提供されます。

第２条　ハードウエア製品の構成と保守契約

本契約は、次の各号に定めるハードウエア製品の構成に従って、本契約の対象となるハードウエア製品等の範囲を定め、本契約の締結、維持及び終了を画する範囲とします。

① ハードウエア製品の構成がLANシステムの場合、サーバー、同一LAN上の乙指定ワークステーション及び乙指定周辺装置等に対し、一括して一つの本契約が締結されるものとします。なお、本契約締結後に追加購入した乙指定のハードウエア製品及び乙指定周辺装置等をLANシステムの構成に組み込んで使用する場合は、本契約を追加契約しなければならないものとし、サーバーに対する本契約の終了により、LANシステムを構成する全てのハードウエア製品及び乙指定周辺装置等に対する本契約も同時に終了します。

② ハードウエア製品の構成がReNSシステムの場合、ReNSゲートウエイの保守契約の種類に従って、乙指定ReNSワークステーションとLP等の乙指定周辺装置に一括して一つの保守契約が締結されるものとします。また、ReNSゲートウエイに対する保守契約の終了により、ReNSシステムを構成する全てのハードウエア製品の保守契約も同時に終了します。

③ ハードウエア製品の構成がサテライト／スターシステムの場合、サテライトホスト、乙指定サテライトワークステーションまたは乙指定周辺装置等に対し、一括して一つの本契約が締結されるものとします。なお、本契約締結後に追加購入した乙指定のハードウエア製品及び乙指定周辺装置等をサテライト／スターシステムの構成に組み込んで使用する場合は、本契約を追加契約しなければならないものとし、サテライトホストに対する本契約の終了により、サテライト／スターシステムを構成する全てのハードウエア製品及び乙指定周辺装置等に対する本契約も同時に終了します。

④ ハードウエア製品の構成がスタンドアロンの場合、ハードウエア製品本体及び乙指定周辺装置等に対し、一括して一つの本契約が締結されるものとします。なお、本契約締結後に追加購入した乙指定周辺装置等をスタンドアロンの構成に組み込んで使用する場合は、本契約を追加契約しなければならないものとします。また、ハードウエア製品本体に対する本契約が終了する場合は、スタンドアロンを構成する全てのハードウエア製品及び乙指定周辺装置等に対する本契約も同時に終了します。

⑤ PCLANソフトウエア製品の場合は、乙社製サーバー及び乙社製サーバーにLAN接続される乙社製ワークステーションまたは乙社製PCに対し、一括して一つの本契約が締結されるものとし、サーバーにLAN接続される他社製PCには、別途、ネットワーク保守サービス契約の締結を必要とし、本契約は締結されないものとします。なお、本契約締結後に追加購入した乙社製ワークステーションまたは乙社製PCをサーバーにLAN接続して使用する場合は、本契約を追加契約しなければならないものとし、また、本契約締結後に追加購入した他社製PCをサーバーにLAN接続して使用する場合は、別途、ネットワーク保守サービス契約を追加契約しなければならないものとします。更に、サーバーに対する本契約の終了により、PCLANソフトウエア製品を利用するために締結されたネットワーク保守サービス契約を含む全ての保守契約は同時に終了します。

２．前項各号の定めに拘わらず、乙指定LPについては、前項各号のいずれの場合であっても本契約の締結を甲が任意に選択できるものとします。また、甲が乙指定LPに本契約を追加契約した場合は、その後、前項各号に定める本契約が一括して終了しても、追加契約した乙指定LPに対する本契約は独立して存続し、追加契約した契約の契約期間満了まで維持できるものとします。

第３条　契約の種類

本契約は、本契約記載の契約の種類毎に、次のＨＢ契約またはＨＣ契約に従って提供されます。但し、PCLANソフトウエア製品の乙社製サーバーに甲が本契約を利用する場合、乙社製サーバー、乙社製ワークステーション及び乙社製PCにはＨＢ契約が提供され、他社製PCには本契約が提供されないものとします。

ＨＢ契約

乙は甲から本契約記載のハードウエア製品及びネットワーク環境に関する不具合解消の要請があった場合、訪問によって、不具合発生原因を診断調査し、原因を切り分け、本契約記載のハードウエア製品の故障を修理・調整し、ネットワーク環境の不具合を修復することを内容とする契約とします。

ＨＣ契約

① 乙は甲から本契約記載のハードウエア製品に関する不具合解消の要請があった場合、甲が乙の指定する最寄りの営業所または乙の技術センターに本契約記載のハードウエア製品を持込みまたは輸送し、乙が不具合発生原因を診断調査し、原因を切り分け、本契約記載のハードウエア製品の故障を修理・調整することを内容とする契約とします。

② 輸送料金は相互負担とし、往路は甲、復路は乙が負担するものとします。

２．本契約により交換された旧部品または装置の所有権は、乙に帰属するものとします。

第４条　契約期間の開始日及び自動更新期限

本契約の契約期間の開始日、自動更新期限は、本契約に記載する内容とします。

第５条　契約の期間、自動更新

本契約の契約期間は、本契約に定める契約期間の開始日から1年間とし、更新については、契約期間満了1ケ月前迄に甲、乙いずれからも書面による別段の意思表示のないときは、本契約は引き続き同一条件をもって更に1年間自動的に継続延長され、以後もまた同様とし、第4条に定める自動更新期限をもって本契約は自動的に終了するものとします。

第６条　契約金額、支払期日について

本契約の契約金額の支払い方法は、月額払いとし、甲は、本契約に記載された月額料金合計に法定税率による消費税等額を加算した金額を12ケ月にわたって毎月支払うものとします。

２．支払期日は、口座振替による場合は本契約の契約期間の開始日の属する月の翌々月14日を第1回目の支払期日とし、振り込みによる場合は本契約の契約期間の開始日の属する月の翌月末日を第1回目の支払期日とします。第2回目の支払期日は、口座振替による場合は第1回目の支払期日の属する月の翌月14日とし、振り込みによる場合は第1回目の支払期日の属する月の翌月末日とし、以後、更新期間の支払期日も含め、同様とします。

３．振り込みの場合の振込手数料は、甲の負担とします。

第７条　サービスの提供時間

サービスの提供時間は、原則として午前9時から午後5時までとします。但し、土曜日、日曜日、祝祭日その他乙の定める休業日は除きます。

第８条　従前の保守契約の合意解約

本契約記載のハードウエア製品の中に、本契約締結時に、既に本契約とは別の保守契約が締結されているハードウエア製品が含まれている場合は、当該保守契約は、本契約記載の契約期間の開始日の属する月の前月末日をもって自動的に合意解約されたものとし、解約による保守料金の精算については、甲は、当該解約日の属する月までの保守料金を乙に支払い、当該解約日の属する月を超えた契約期間満了日までの残期間分に対する保守料金については支払義務がないものとします。

第９条　解約

本契約は、契約更新時を除き、契約期間の中途で解約できないものとします。

２．契約の更新に際し本契約を解約する場合は、甲はあらかじめ解約について乙と合意の上、契約期間満了の1ケ月前迄に、乙の提供したURLから解約を通知して、本契約を終了させるものとします。

３．本契約が解約された場合、その後の再契約はできないものとします。

４．甲が契約期間の中途で本契約を解約する等して本契約が契約期間の中途で終了した場合、甲は乙に対し契約期間の残期間分に対する月額金額全額を一括して支払わなければならないものとします。但し、ハードウエア製品のシステムをリプレイスする場合は除くものとします。

５．甲がハードウエア製品のシステムをリプレイスして従前のシステムを終了し本契約を解約する場合、甲は予め解約について乙と合意の上、リプレイス後速やかに、乙の提供したURLから解約を通知して、本契約を終了させるものとします。

第１０条　サービスの制限事項

本契約には、次の各号に定めるサービスは含まれないものとします。但し、甲の要求に基づき乙が提供可能と判断した場合には、別途定める金額にて提供することができるものとします。

① 天災地変、戦争、事故等通常使用では起こりえない原因により生じたハードウエア製品の修理、調整、ネットワーク環境の不具合に対する不具合発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。

② 乙またはこの指定業者以外の者によって提供されたサービスを原因として生じたハードウエア製品の修理、調整、ネットワーク環境の不具合に対する不具合発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。

③ この指定しない他社製周辺機器を原因として生じたハードウエア製品の修理、調整、ネットワーク環境の不具合に対する不具合発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。

④ 甲が乙の規格に合わないコンピータ、ソフトウエア製品等使用したことを原因として生じたハードウエア製品の修理、調整、ネットワーク環境の不具合に対する不具合発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。

⑤ ハードウエア製品やネットワーク環境に接続されている他社製周辺機器に対する修理及び調整。

⑥ ネットワーク環境に接続されている他社製PCの不具合に対する修理及び調整並びに他社製PCを原因として生じた不具合に対する一切の作業。

⑦ メール設定やインターネット接続設定等甲の要求に基づき構築された利用環境に対する不具合発生原因の診断調査、原因の切り分け、再構築作業。

⑧ ハードウエア製品やネットワーク環境の搬入・設置・移転・撤去の作業。

⑨ ハードウエア製品やネットワーク環境に関する電源、配線工事、オーバーホールまたはこれに準ずる作業。

⑩ データの復元作業、データの修復作業及びデータのコンバート作業。

⑪ 消耗品やアクセサリーの提供並びに修理及び調整。

⑫ コンピュータウィルス等の感染により生じたハードウエア製品やネットワーク環境の修理、修復及び調整並びに外観を著しく損なったハードウエア製品の修復。

⑬ 甲の要求により、乙がハードウエア製品もしくはネットワーク環境の仕様を変更した場合の当該仕様変更部分。

⑭ その他本契約第3条1項に示すサービスの範囲外の作業。

第１１条　自動更新期限経過による本契約終了後の保守サービス

本契約は、自動更新期限経過後の延長はないものとします。但し、乙が保守対応可能であると判断するハードウエア製品については、甲乙協議の上、別途乙の指定する料金及び保守内容で保守契約を締結して保守サービスを提供する場合があります。なお、この場合であっても、ネットワーク環境に対する保守サービスはハードウエア製品で乙の提供するソフトウエア製品が適法に使用できてハードウエア製品の保守契約が維持できる場合に限り、提供できるものとします。

第１２条　その他

契約は、次の条件のもとに提供されるものとします。

① 乙は、本契約に基づく保守サービスにより、ハードウエア製品もしくはネットワーク環境の稼動が停止する間の賠償責任は負わないものとします。

② 甲は乙所定の適切なハードウエア製品もしくはネットワーク環境の据え付け場所を確保し、乙が適時かつ安全にサービスを行うことができるようにするものとします。

③ 甲は本契約の保守サービスを受けるにあたり、甲のデータを保護するための適切な防御措置を実施し、ハードウエア製品もしくはネットワーク環境に記録されたソフトウエア、データ等を、ハードウエア製品もしくはネットワーク環境より取り出し保全を図るものとします。また、甲がソフトウエア、データ等をハードウエア製品もしくはネットワーク環境に記録された状態で乙に引き渡した場合には、乙は、これらの保全の責任を負わないものとします。

④ 甲は、乙の書面による事前の同意がない場合、本契約及び本契約上の権利・義務を第三者に譲渡もしくは移転することができないものとします。

⑤ 甲が契約金額の支払いを怠ったとき、乙は支払いが再開されるまでの間、一切の保守サービスを提供しないことができるものとします。

第１３条　この責任

乙は請求原因のいかんにかかわらず、入力データの消失、破損等、保守サービスに起因して甲に生じた、通常の損害、特別の事情による損害（損害発生につき乙が予見すべきであった場合を含むものとします。）、逸失利益及び第三者からの賠償その他の請求による損害について、一切責任を負わないものとします。

２．前項の規定は、乙に故意または重過失がある場合には適用しないものとします。

３．本契約のもとにおいて乙が損害賠償責任を負う場合、乙は本契約に定める月額料金合計の１年の契約期間に相当する合計額を限度額として賠償責任を負うものとします。

第１４条　個人情報の利用目的の明示

乙は、本契約記載の甲の個人情報を、次の各号記載の利用目的に基づき収集し、利用するものとします。

① 甲の個人情報は、コンピュータシステムの設計、製造、販売、保守等乙の営む事業に関する製品、商品、サービス等の甲への提供のほか、これらに付帯関連するサービスの提供等乙の事業遂行に必要な範囲においても収集し利用されます。

② 甲の個人情報は、航空運送事業を営む乙の連結対象会社に関するサービスを乙から甲に提供するために収集し利用されます。

③ 乙は、甲の個人情報をDM等によるアンケートへのお願い等の方法により収集することがあります。また、修理、配送及び郵便物の発送等乙の業務の一部を外部の業者に委託することがあります。

④ 甲の個人情報は、法令に基づく場合又は甲の事前の同意がある場合に限り、第三者へ、第三者提供されます。

第１５条　反社会的勢力の排除等

本契約において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。

２．甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、現時点及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約します。

① 自己又は自己の役員（名称を問わず経営に実質的に関与している者をいいます）若しくは自己の社員が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。

② 反社会的勢力が実質的に経営を支配していること。

③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること。

⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

３．甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自己若しくは自己の社員又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約します。

① 暴力的な要求行為。

② 法的な責任を超えた不当な要求行為。

③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

⑤ その他前各号に準ずる行為。

４．甲又は乙が前２項に違反した場合、相手方は何らの催告を要しないで、本契約を解除することができるものとします。

５．前項の場合、解除された者は解除により生じる損害について、解除を行なった者に対し一切の請求を行なわず、解除を行なった者は何らの賠償責任を負わないものとします。また、解除を行なった者は、解除により生じる損害について、解除された者に対し賠償を請求できるものとします。

第１６条　合意管轄

本契約に関連、付随して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所（簡易裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。